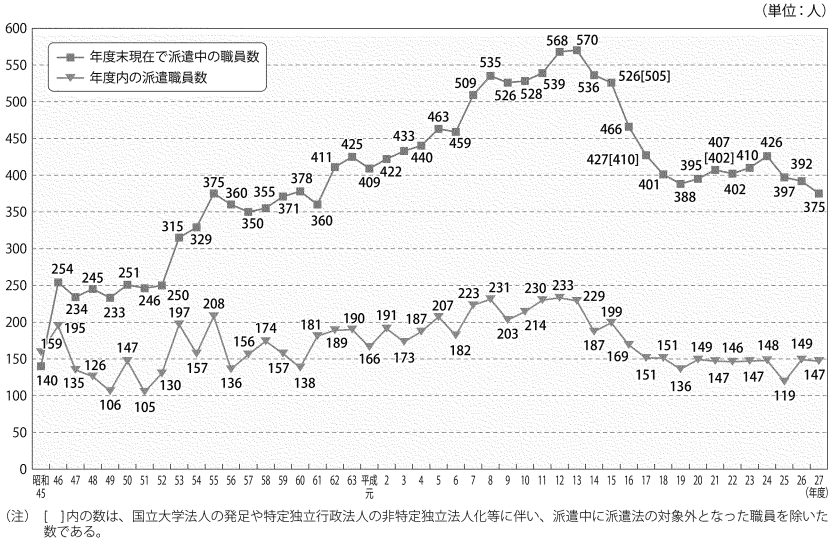
なお、派遣期間が５年を超える新たな派遣又は更新の場合には人事院に協議することとされており、平成28年度には６件の協議があった。

また、我が国が加盟している国際機関及び外国政府の機関に準ずる機関として規則で定めるもののうち、外国の州又は自治体の機関、外国の学校、研究所及び病院のほか指令で定める機関として、派遣先機関の指定を１件行った。

平成27年度末の派遣先機関別及び派遣先地域別の状況は、図８－２及び図８－３のとおりである。

図8-1　派遣職員数の推移



（注）［　］内の数は、国立大学法人の発足や特定独立行政法人の非特定独立法人化等に伴い、派遣中に派遣法の対象外となった職員を除いた数である。

図8-2　平成27年度末派遣先機関別状況

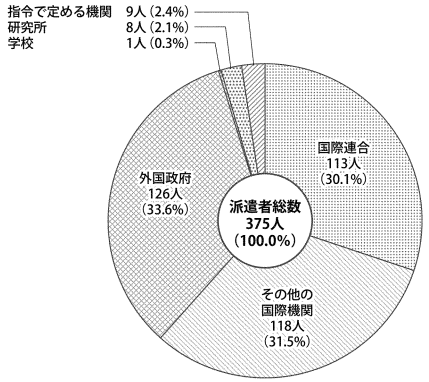
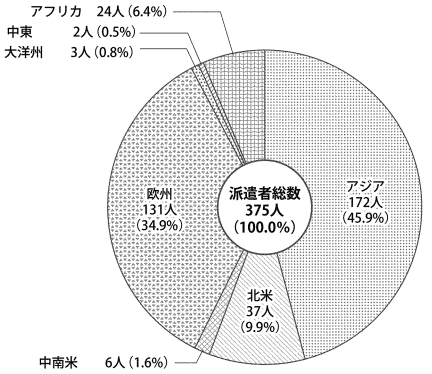


図8-3　平成27年度末派遣先地域別状況



第２節　国際協力・国際交流

１　主要国政府幹部職員等招へい事業

人事院は、人事行政の専門機関として、各国人事行政機関との交流を通じて人事行政分野における協力を推進するとともに、我が国の公務員制度が直面する課題に関し各国の経験や取組から示唆を得ることを目的として、毎年、主要国の人事行政機関の幹部職員等を招へいし、人事行政の最新の実情について意見交換を行っている。

平成28年度においては、ドイツ連邦内務省公務員局局長常任代理のミヒャエル・ショイリング氏及び英国内閣府公務人材担当課長のアンナ・サンダース氏を招へいし、「公務の人材確保と能力開発・キャリア形成」をテーマに、日本行政学会との共催による国際講演会を実施した。

講演会においては、公務員の採用、研修、異動・昇任等について両国の実務や取組、課題などが紹介された。

２　開発途上国等に対する技術協力

開発途上国にあっては、国家の発展に向け、行政の基盤である公務員制度を整備し、ガバナンスを向上させることが共通課題となっており、我が国の例に学びたいという要望が数多く寄せられている。こうした要望を受け、人事院は、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）が主催する開発途上国の政府職員を対象とした研修の実施等に協力している。

⑴　人事管理研修

各国の人事行政の改善に資することを目的とし、各国の中央人事行政機関等の上級幹部職員を対象とする「上級人事管理セミナー」と、課長補佐級職員を対象とする「人事行政セミナー」の２コースが実施されている。

いずれのコースも、我が国の人事行政について、その基本的な考え方や運用、新たな動向等を紹介するとともに、討議や各国との比較研究を通じ、各国の人事行政の実情に適合した人材マネジメントを参加者自らが考えることを内容としている。

各コースの実施状況は次のとおりである。

ア　上級人事管理セミナー

平成28年度は、８か国８人を対象に、約２週間にわたり実施された。

平成３年度の開始から平成28年度までの参加者は、合計65か国（地域）243人である。

イ　人事行政セミナー

平成28年度は、11か国11人を対象に、約３週間にわたり実施された。

平成11年度の開始から平成28年度までの参加者は、合計67か国（地域）188人である。